

九州大学原町農場跡地における土壤汚染調査の結果について

本学は、原町農場の移転に伴い同跡地において土壤汚染調査を実施したところ、下記の表に示すとおり、調査箇所の一部で土壤汚染対策法に基づく指定基準を超える六価クロム化合物・水銀及びその化合物・鉛及びその化合物・ふっ素及びその化合物が検出されましたので、令和3年10月21日に土壤汚染対策法第3条（※1）に基づき土壤汚染調査結果を福岡県に提出しました。

このことにより、原町農場跡地については、今後、福岡県から土壤汚染対策法に基づく区域の指定を受けることとなります。

今回の調査結果を受けて、敷地境界付近に新たに設置したモニタリング井戸の地下水の調査を実施しましたが有害物質は検出されておらず、周辺的生活環境への影響はないものと考えております。なお、当該汚染箇所は、関係者以外立ち入らないように区画しております。

今後は、関係行政機関の指導のもと、責任をもって万全な体制で土壤浄化への対応を進めます。

検出物質		基準値超過面積／ 調査面積(m ²)	最大値	基準値
土壤溶出量基準 (mg/l) (※2)	六価クロム化合物	100/223,910	0.22	0.05以下
	水銀及びその化合物	300/223,910	0.0025	0.0005以下
	鉛及びその化合物	2,710/223,910	0.11	0.01以下
	ふっ素及びその化合物	1,900/223,910	1.4	0.8以下

※複合汚染面積（1カ所から複数の汚染物質が検出された面積） 300 m²

<調査等の実施日>

1. 土壤汚染調査（状況調査・詳細調査）
令和2年12月23日～令和3年9月3日
2. モニタリング井戸の地下水調査
令和3年9月2日～9月30日

<土壤汚染対策法に基づき指定を受ける区域>

福岡県糟屋郡粕屋町大字原町111 4,710 m²

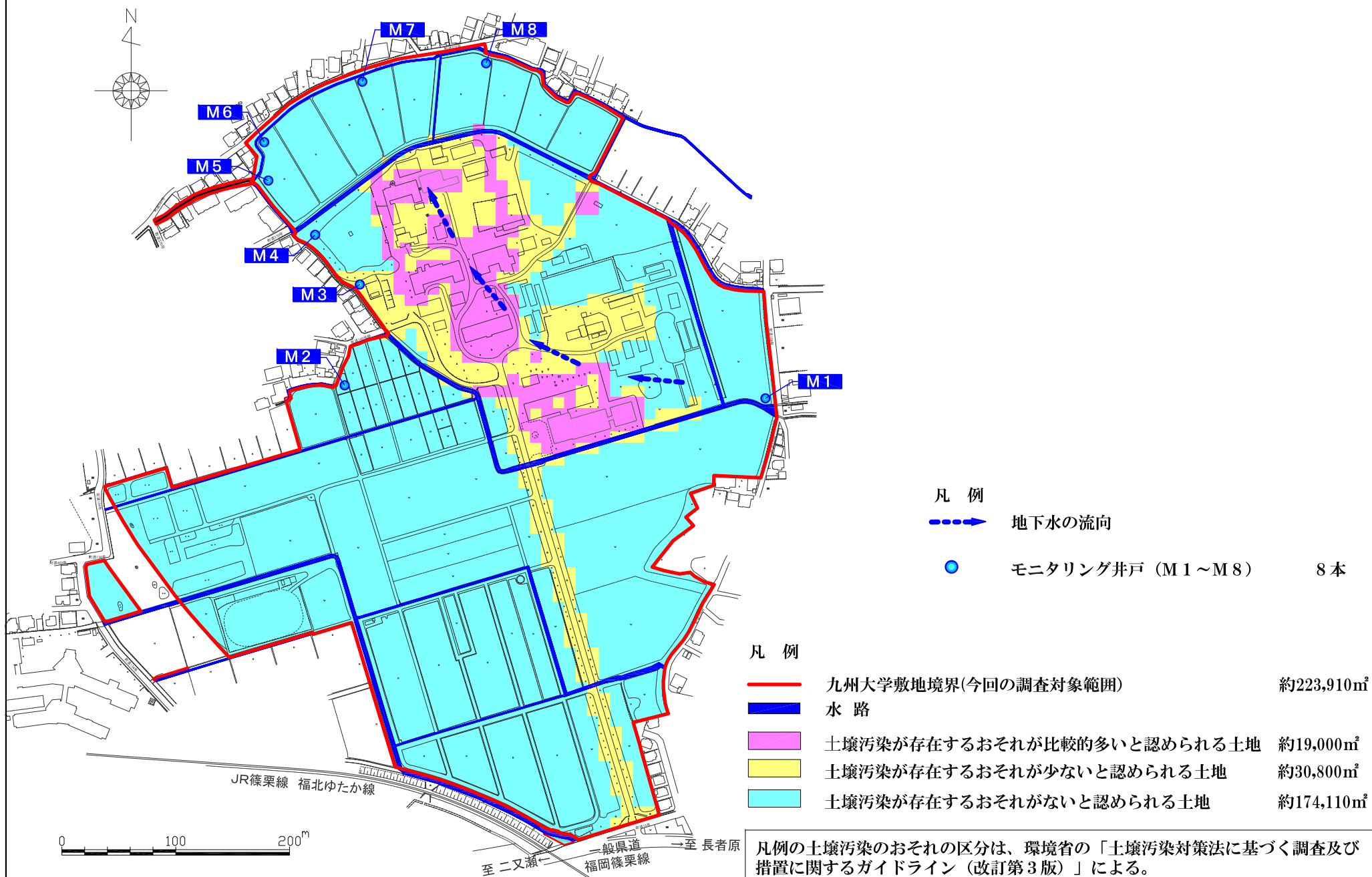
※汚染物質等の検出地点については、別紙資料のとおりです。

(※1)土壤汚染対策法第3条：有害物質使用特定施設の使用を廃止したときに調査義務が発生する。

(※2)土壤溶出量基準：汚染土壤から特定有害物質が溶出した地下水を飲用することによる健康リスクの基準値

【お問い合わせ】九州大学統合移転推進部統合移転推進課 豊福, 村上
電話：092-642-3051、7135
FAX：092-642-7373
Mail：kititen@jimu.kyushu-u.ac.jp
URL：<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/campus/>

原町農場跡地 土壤汚染地歴調査平面図（モニタリング井戸配置図）



注) 令和2年12月の地歴調査結果に基づく土壤汚染地歴調査平面図です。

凡例の土壤汚染のおそれの区分は、環境省の「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）」による。

土壌汚染調査結果図

